

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	労働問題・社会保険等に関する相談業務
発 注 課	経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
選 定 事 業 者	北海道社会保険労務士会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、解雇や労働条件などに関する相談や、離職等に伴う健康保険や年金、雇用保険等の相談を行うものである。本業務の実施に当たり適切な助言をするためには、専門的な知識が必要となるが、法により労働・社会保険に関する申請書等の作成及び届出等の業務を行うことができるのは社会保険労務士のみと定められていることから、社会保険労務士を相談員として配置することが最適である。</p> <p>そのため、業者選定にあたっては、相談場所となる就業サポートセンター及びあいワーク東・清田・南・西において、社会保険労務士を安定的に派遣できることが条件となる。</p> <p>上記団体は、社会保険労務士として業務を行う際に入会が必須の団体であるとともに、必要な研修を随時行っており、研鑽を重ねた社会保険労務士を週5日安定的かつ円滑に派遣することが可能な唯一の団体である。</p> <p>以上により、上記団体を特定随意契約の見積参加者とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年2月10日